平成２１年（フ）第２３０２３号
千葉県船橋市西船６丁目１―18―202
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０２６号
愛知県一宮市開明字北新田８
債務者　渡邉　　武
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０２７号
愛知県春日井市二子町１丁目７－１―103
債務者　橋本　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０２８号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目２―32
債務者　宇都　俊典
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０２９号
愛知県豊田市柿本町６丁目６―18―203
債務者　松川　信長
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０３０号
愛知県豊田市柿本町６丁目６―18―203
債務者　松川美鶴こと　鄭　　美鶴
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０３１号
山梨県大月市猿橋町桂台１丁目16―10
債務者　黒川　智一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０３２号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目20―３―３Ｆ
債務者　小山　隆志
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０４２号
東京都江戸川区中葛西４丁目７－１―208
債務者　津田　泰子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０５１号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目14―15
債務者　古知屋茂之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０５３号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６－１―211
債務者　畑谷　和之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０５７号
北海道江別市大麻沢町６－３－Ｃ３―401
債務者　伊藤　晶子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０５９号
愛知県西加茂郡三好町大字三好字小坂１―２―40Ａ
債務者　近藤　辰夫
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０６０号
宮城県仙台市太白区西多賀２丁目12―３―205
債務者　長澤　隆次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０６２号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎４丁目１―34―102
債務者　薄田万美子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部